

エグゼクティブ・サマリー

バーゼル銀行監督委員会が、国際的に活動する銀行の自己資本の適切性に関する基準を改訂するために行ってきた努力は、2004年6月における合意文書公表をもって大きな節目を迎えた。バーゼル II の枠組み¹においては、自己資本の適切性に関する、より包括的な測定方法と最低基準が示されている。本枠組みは、現行のルールを改善し、規制上の所要自己資本を銀行が抱える潜在的なリスクにより近いものにすることを狙いとしている。

バーゼル委員会は、バーゼル II の枠組みが自己資本の水準に及ぼす影響を評価するため、世界的な第5回定量的影響度調査（Q I S 5）を31ヶ国において行った。本調査には、全 G 1 0 諸国（米国を除く。）および19の非 G 1 0 諸国が参加した。本報告書では Q I S 5 の結果を概説する。バーゼル委員会の事務局は、G 1 0 諸国に所在するグループ 1 銀行 5 6 行、G 1 0 諸国のグループ 2 銀行 1 4 6 行（Q I S 4 の結果に基づいてデータを提出したドイツの一部の銀行を含む。）およびその他の諸国の 1 5 5 行からデータを受領した。米国で行われた Q I S 4 のデータも可能な範囲で一部用いられた（上記の銀行数に加え 2 6 行）。当委員会は、銀行および各国の監督当局が今回のデータ収集作業のために払った多大な努力に対して謝意を表する。

当委員会が本調査を行った主たる目的は、業界がバーゼル II の枠組みの実施に向けて準備を進めている中で、同枠組みの下で最低所要自己資本の水準がどのように変化するかを評価することにあった。Q I S 5 においては、それ以前の調査とは異なり、バーゼル II の枠組みに加えられた最近の変更が全て調査票に反映されている。反映された変更には、リスク・アセットの計算における非期待損失のみを対象とする枠組みへの移行、引当金の取扱いの変更、信用リスク・アセットに適用される 1.06 のスケーリング・ファクター、ダブル・デフォルトの認識、およびトレーディング勘定に関するルールの改訂が含まれる。Q

¹ 「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組み」（バーゼル銀行監督委員会、2004年6月）。本文書は、当委員会が公表したペーパー「トレーディング業務に対するバーゼル II の適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」を反映するため、2005年11月に改訂された。

I S 5とQ I S 3の結果を比較することは、ルールの違いのほか様々な理由から難しい。各国当局によればデータ・サーベイの質は前回調査に比べて大幅に改善しているものの、景気後退期の状況を勘案したデフォルト時損失率の推計や、当委員会が公表したトレーディング勘定に関するペーパーを巡る論点については、更なる改善を要する。ほとんどのG 1 0諸国において、Q I S 4およびQ I S 5を実施した時点でのマクロ経済情勢および（債務者の）信用状況は、Q I S 3実施時に比べて良好であった。

G 1 0諸国におけるQ I Sの結果をみると、バーゼル II の下での最低所要自己資本（信用リスク・アセットに 1.06 のスケーリング・ファクターを適用後）は、現行合意に比べて低下する。グループ 1 銀行の最低所要自己資本は、採用される可能性が最も高い信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの手法の下で、平均 6.8%低下する見込みである。2つの内部格付手法のうち、先進的内部格付手法の最低所要自己資本の減少幅（－7.1%）は、基礎的内部格付手法のそれ（－1.3%）を上回っている。標準的手法の下での最低所要自己資本は、グループ 1 銀行において 1.7%増加する見込みとなっている。しかしながら、G 1 0諸国のグループ 1 銀行のうち、標準的手法を採用する先はほとんどないと見込まれる。グループ 2 銀行では、リテール・エクスポージャーの比率がより高いことを主因として、内部格付手法の下での最低所要自己資本はより大きな減少幅を示しており、標準的手法の下での最低所要自己資本は 1.3%減少する見込みである。

総じて、C E B S²諸国の結果はG 1 0レベルで得られた数値と概ね整合的である。その他非G 1 0諸国はサンプル数があまり多くないが、それらの国の銀行に関する結果は、一国内においても各国間においてもかなり大きなばらつきを示している。これは主として、一部の銀行の業務態様の特殊性と、各国のバーゼル II 実施のあり方の違いに起因する。このように銀行毎および国毎に置かれている状況が極めて多様であることは、これらの国々において監督当局の裁量が特に重要であることを示唆しており、従って、今回の結果は必ずしも全ての非G 1 0諸国に当てはまるものではないかもしれない。その他非G 1 0諸国にはデータの質に問題がある銀行が一部あるものの、リスク・プロファイルが類似している限りにおいて、G 1 0諸国の銀行と概ね整合的な結果であるように見受けられる。

² CEBS（訳注：欧州銀行監督者委員会＜Committee of European Banking Supervisors＞）の数値には、CEBS グループのG 1 0および非G 1 0メンバーの双方が含まれる。詳細については、1.1 節参照。

表 1

最低所要自己資本の変化率（対現行合意比）

（%）

	標準的手法	基礎的 内部格付手法	先進的 内部格付手法	採用される可能性 が最も高い手法
G10 グループ 1	1.7	－1.3	－7.1	－6.8
G10 グループ 2	－1.3	－12.3	－26.7	－11.3
CEBS グループ 1	－0.9	－3.2	－8.3	－7.7
CEBS グループ 2	－3.0	－16.6	－26.6	－15.4
その他非 G10 グループ 1	1.8	－16.2	－29.0	－20.7
その他非 G10 グループ 2	38.2	11.4	－1.0	19.5

手法毎に銀行のサンプルが異なるため、インセンティブ構造の評価は表 7 によってのみ行うべきである。また、これらの数値には移行期間中のフローは勘案されていない。

標準的手法および内部格付手法の下での最低所要自己資本の減少に最も大きく寄与しているのは、リテール・モーゲージ・ポートフォリオである（G10 のグループ 1 銀行について－6.3～－7.6%）。バーゼル I の下ではオペレーショナル・リスクに対して明示的な所要自己資本が課されていなかったため、最も大きな増加要因は、オペレーショナル・リスクに新たに所要自己資本が課されたことである（G10 のグループ 1 銀行について 5.6～6.1%）。グループ 1 銀行において、内部格付手法の下で主な増減要因となったその他のポートフォリオは、事業法人およびリテール扱いの中堅中小企業（減少）、ならびに株式（増加）である。（銀行間における）結果のばらつきは、一部のポートフォリオでは Q I S 3 に比べて縮小したものの、依然としてかなり大きい。

その他非 G10 諸国の自己資本比率は、平均的にみて G10 諸国を上回っている。現状の自己資本比率が高いことは、銀行が、経営者の判断、市場の圧力、ないし第二の柱型の監督上の裁量によって、現行合意の下で明示的に要求される水準を上回る自己資本を維持している可能性を示唆している。こうした要素は、バーゼル II の枠組みの下でも引き続きこれらの国にかなり大きな影響を及

ぼすことが予想される。

より先進的な手法に移行するインセンティブが銀行に働いているか否かを分析するため、少なくとも二つの異なる手法に基づいてデータを提出した銀行について、(手法間での) 所要自己資本の比較が行われた。本分析の結果をみると、最低所要自己資本は、平均して、より先進的な手法に移行するインセンティブを銀行に与えている（移行期間中のフロアーを勘案しない場合、G10のグループ1銀行について、基礎的内部格付手法の下での最低所要自己資本は標準的手法に比べて13.3%少なく、先進的内部格付手法の下での最低所要自己資本は基礎的内部格付手法に比べて5.1%少ない）。

QIS4およびQIS5を実施した時点において、ほとんどの国のマクロ経済情勢がQIS3実施時に比べて良好であったことを銘記しておくことは重要である。当委員会は、2006年5月、こうした経済情勢がQISの結果に影響を及ぼしているものの、現時点で利用可能な情報では、その影響度を正確に定量化することは難しいと結論づけた。当委員会は、データに残る不確実性も勘案のうえ、内部格付手法において信用リスク・アセットに適用される1.06のスケールリング・ファクターは、現時点で変更しないことが妥当という点で意見の一致をみた。当委員会は、銀行が景気サイクルを通じて確固たる自己資本基盤を維持することを、バーゼルIIの枠組みを実施する過程において監督当局が確実にすることを期待している。当委員会は、この目標を達成するためのメカニズムが整っていると考えている。各国当局は、バーゼルIIの枠組みの実施期間を通じて所要自己資本のモニターを継続する。また、当委員会は、バーゼルIIの枠組みに関する各国の経験をモニターする。